

資料D

令和8年度以降の清須市国民健康保険被保険者の人間ドック受診について

○特定健康診査受診者は人間ドック補助の対象にならないことについての対応

1. 清須市国民健康保険保健事業補助金交付要綱改正

(1)補助対象者に「当該年度の清須市国民健康保険の特定健康診査の受診者は除く」を追加
⇒助成をうけようとする年度に特定健康診査を受診した方は人間ドックの助成は受けることができません。

2. 周知について

(1)広報

- ・毎年4月号広報にて人間ドック補助金事前申請受付の案内を掲載。その記事に特定健診受診者は対象外の旨を記載する。

(2)事前申請書受け渡し時に案内

- ・人間ドック補助金申請書等の書類を申込者にお渡しする際に、特定健診受診者は対象外であることの一文を書類に記載する。また、申請時に必要な添付文書として、40歳以上の方は「特定健診受診券」を追加する。